

NPO法人を考えて見える方へ

1. NPOとは

NPO（Non Profit Organization）」
とは、様々な社会貢献活動を行い、

団体の構成員に対し収益を分配すること
を目的としない団体の総称です。

従って、収益を目的とする事業を行う
こと自体は認められますが、
事業で得た収益は、様々な社会貢献活
動に充てることとなります。

2. NPO法人とは

NPOのうち
特定非営利活動促進法に基づき

岐阜県(事務所を岐阜県だけに設置する
場合) 又は

内閣府(事務所を2カ所以上の都道府
県に設置の場合) から
法人格を取得した法人を

「特定非営利活動法人」
(NPO法人)

と呼びます。

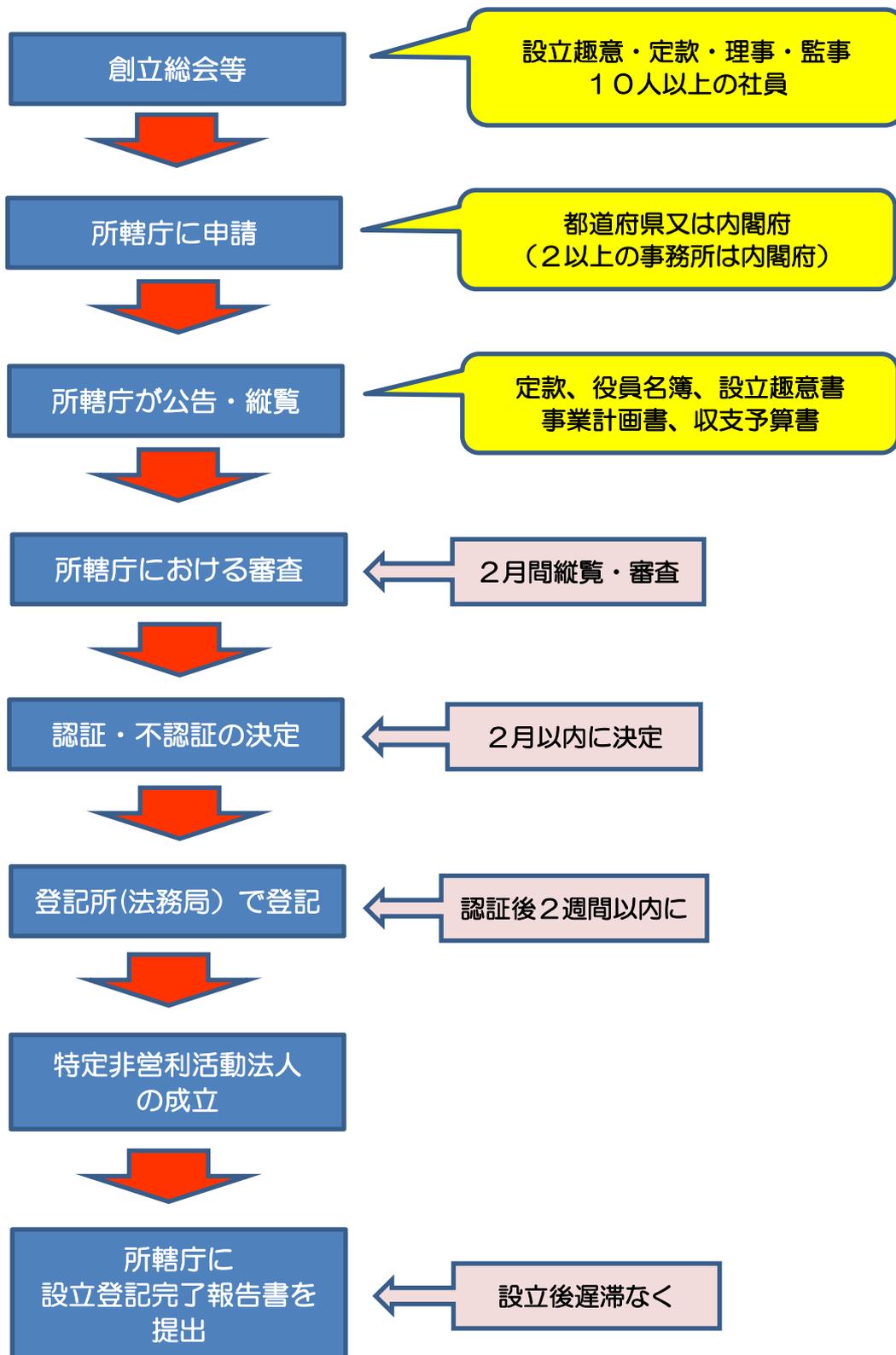
詳細を知りたい方はこちらへ

[岐阜県のNPO法人に関するホームページ](#)

[内閣府のNPO法人に関するホームページ](#)

3. NPO法人を設立するには

NPO法人設立までの流れ



4. 毎事業年度毎に提出すべき書類

1. 前事業年度の事業報告書
2. 前事業年度の貸借対照表
3. 前事業年度の貸借対照表
4. 前事業年度の収支計算書
5. 前事業年度の役員名簿
6. 前事業年度の社員の内10人以上の者の名簿

毎事業年度終了後、3月以内に県に提出しなければなりません

未提出の罰則
提出をしないと認証が取り消されます

5. NPO法人の設立から運営はお任せ下さい

当事務所は次のことを支援します

設立に関して

1. 設立趣意書の作成
2. 定款の作成
3. 設立当初の事業計画書、収支計算書の作成
4. 翌事業年度の事業計画書、収支計算書の作成
5. 創立総会の運営
6. NPO法人設立認証申請書類の作成
6. 設立登記(提携司法書士を紹介します)
7. 設立登記完了届出書類の作成

(NPO法人設立認証申請に関して、県の担当者との事前協議も行います)

毎事業年度に関して

1. 毎月の帳簿作成の支援
2. 決算・税務申告(収益事業の場合)の代理
3. 総会・理事会の運営支援
4. 県に提出書類の作成
5. 定款変更の手続き